

改正

平成8年9月20日告示第68号

平成15年10月15日告示第107号

平成27年11月26日告示第326号

平成28年2月24日告示第50号

令和2年9月30日告示第284号

令和3年9月28日告示第349号

令和6年3月13日告示第49号

令和8年3月31日告示第125号

行田市建設工事等前金払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第10条に基づき、市が請負者に対し前金払をすることができる公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。次条において同じ。）、金額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払（第4条第1項に規定する中間前金払を除く。）の対象とすることができる公共工事は、1件の予定価格が300万円以上であって、次に掲げるものとする。ただし、市長が指定する公共工事については、この限りでない。

- (1) 建設工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）
- (2) 建設工事に係る設計、調査又は測量業務（次条第2号及び第6条において「設計業務等」という。）

(前金払の金額)

第3条 前条の前金払は、次の各号に定める割合以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 建設工事にあつては、請負代金の額の10分の4
- (2) 設計業務等にあつては、委託契約の額の10分の3

(中間前金払)

第4条 第2条の前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)の対象とすることができる建設工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 予定価格が500万円以上であること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (4) 既に行われた作業に要する経費が、当該工事の請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 第2条の前金払の支払を受けていること。

2 中間前金払は、1件の請負代金の額の10分の2以内の額とし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(中間前金払の認定請求等)

第5条 中間前金払の支払を受けようとする者は、行田市建設工事中間前金払認定請求書(様式第1号。次項において「認定請求書」という。)に工事履行報告書(様式第2号)を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、認定請求書及び工事履行報告書が提出されたときは、当該請求に係る建設工事が、前条第1項各号に掲げる要件を全て満たしているか否かを審査するものとする。この場合において、工事履行報告書の内容に疑義があるときは、当該請求者に資料の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、その内容が適当と認められるときは、速やかに行田市建設工事中間前金払認定調書(様式第3号)により当該請求者に通知するものとする。

(前金払等の請求)

第6条 第2条の前金払又は中間前金払の請求をしようとする者は、当該前金払又は中間前金払の請求書に保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項の保証事業会社をいう。)の発行した当該請求に係る建設工事又は設計業務等の保証契約に伴う保証証書を添えて、市長に提出するものとする。この場合において、中間前金払の請求ができる者は、前条第3項の規定による通知を受けた者に限る。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(その他)

第7条 市長は、財政上支障があると認めた場合は、特別の定めをすることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年9月20日告示第68号)

この告示は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月15日告示第107号)

(施行期日)

1 この告示は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この告示の施行の日以後に行う建設工事に係る入札手続から適用し、同日前に行った建設工事に係る入札手続については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年11月26日告示第326号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、この告示の施行の日以後に行う建設工事に係る入札手続から適用し、同日前に行った建設工事に係る入札手続については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年2月24日告示第50号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市建設工事前金払要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う建設工事に係る入札手続から適用し、同日前に行った建設工事に係る入札手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月30日告示第284号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日告示第349号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の告示の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この告示の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和6年3月13日告示第49号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第125号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

行田市建設工事中間前金払認定請求書

年 月 日

行田市長

所在地
受注者 会社名
代表者名

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
摘 要	

※添付書類 工事履行報告書（様式第2号）

工事履行報告書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日	から	年 月 日 まで
日 付	年 月 日 （ 月分）		
月 別	予定工程 （ ）は工程変更後	実施工程 （ ）は予定工程との差	備 考
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
年 月	% （ %）	% 差（ %）	
（記載欄）			

監督員	現場代理人	主任（監理） 技術者

- （注） 1 報告は、月報を標準とする。
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様

行田市長



行田市建設工事中間前金払認定調書

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	金 円
摘 要	